総合研究報告書

母子保健施策の効果的な展開に関する研究

主任研究者 中原俊隆 京都大学大学院医学研究科社会医学系 専攻社会予防医学公衆衛生 教授 分担研究者 藤内修二

大分県佐伯保健所所長

A . 研究目的

地域保健法施行による権限移譲の状態と、市 町村における母子保健計画策定等について調 査研究を行い、権限移譲の状態を保健所と市 町村保健センターの両方向から検討するとと もに、市町村の母子保健計画の評価とそれに 基づく聞き取り調査を行い、効果的な母子保 健計画の策定にために必要なプロセスについ て分析を行う。

B.研究方法

権限移譲の状態を保健所と市町村保健センタ ーの両方向から検討するために、平成10年 度は保健所から市町村への母子保健事業の移 譲について、平成11年度は市町村の母子保 健事業の窓口になると考えられる保健センタ ーについて調査を郵送法にて施行した。

母子保健計画のために、効果的な母子保健計 画策定のために必要なプロセスについて全国 調査を行い、回答の得られた 2,362 自治体に 対して、母子保健計画の策定プロセスとその 後の母子保健事業の実施状況との関連につい て分析を行った。更に,母子保健計画の策定 プロセスや策定後の母子保健事業の展開が優 れていると思われる 10 自治体に対して訪問 調査を行い、母子保健計画の推進におけるポ イントを分析した。

(倫理面への配慮)

調査対象が市町村や保健所であるため、倫理 的問題は少ないが、匿名にするなどの考慮を 行った。

C.研究結果

母子保健事業の移譲についての調査結果は、 平成10年度に施行した調査で、全国の保健 所の内 46.3% 310保健所から回答を得ら れた。平成10年10月末現在完全移譲され ていない市町村を有する保健所は、乳幼児健 診や訪問指導などのそれぞれの事業につき回 答のあった310保健所の内1~6保健所と 少なかった。母子保健事業の企画、実施時の 人員提供、事業の評価、症例検討の面から検 討すると平成7年度、8年度は保健所主体、 平成9年度には市町村主体と移譲がスムーズ に行われたことが伺われた。平成7年度から 9年度にかけて保健婦の派遣も多くなり市町 村職員に対する研修会も増えるなどの努力が 行われていたことがわかった。平成11年度 に施行した調査では市町村保健センター及び その類似施設の3196施設の内 1817 施設(56.9%)から回答が得られた。こ のうち平成8年末までに設置されていたのは 85.2%、母子保健事業を主たる業務の1つにあ げている施設は 83.1%であった。母子保健事 業を企画、実施、評価の面から検討すると平 成9年度と10年度ではほとんど変化が無く、 平成9年度には母子保健事業は現在の市町村 主体に変化していたことが伺われた。保健所

や市町村との会議は年 平均5回程度行われ ていた。

市町村の母子保健計画に関する研究では1) 母子保健計画策定におけるポイントとして以 下の4点が指摘された。

策定委員会や作業部会への住民代表や他 部局,関係機関・団体の参画, 住民や関係 者を対象にしたニーズ調査の実施, 素案作 成(新たな評価指標を含む)に向けての作業 部会の運営, 策定委員や作業部会のメンバ ーを対象にした学習会の開催

2)母子保健計画推進のポイントとして以下 の5点が指摘された。

議会での承認や常任委員会での報告を行 う, 広報誌等への掲載やダイジェスト版の 配布により住民へ計画を周知する, 具体的 な事業内容や事業の実施要領を計画に明記す る, 事業量以外の具体的な評価指標(健康 指標や行動指標)を明記する,

ルーチンワークの中で評価指標についての 情報が集められる仕組みを作る

3)母子保健事業の効率的な展開のポイント として以下の4点が指摘された。

ルーチンワークを委託ではなく直営で行 っている意義(母と児の健康状態や育児不安 の状況等をモニターする機会,各種の事業の 対象者や他機関との連携を必要とする児を把 握する機会)を確認し,そのメリットを最大 限に発揮する,住民ニーズを施策化するた めの理論的な枠組みを用いて,ルーチンワー クで把握された課題を解決するための事業展 開を行う,住民参加による施策づくりを進 める, 他機関との個人情報の共有,事業情 報の共有,専門職の相互活用を進める

4)母子保健計画策定と推進における保健所 の役割として次の6点が指摘された。

保健計画の策定や見直しにおける支援, 新たな課題(虐待,摂食障害,不登校等々) に対する取り組みのモデル開発, 市町村の 予算化の支援(予算化するために必要なデー タや根拠の提供), 事業評価における市町村 の支援, 単なる棲み分けでない市町村との 協同体制づくり, ニーズを施策化するため の方法論の提供

D.考察

母子保健事業の権限移譲においては保健所、 市町村保健センターの両面からみて法施行と ともに順調に移譲されたことがうかがわれた。 本研究では市町村ではなく市町村保健センタ ーの調査を施行しているが、その回答から本 庁の一部となっているところが多く、今回の 結果は市町村へのアンケートと同様であると 考えられた。また、母子保健計画策定等に関 する研究では計画がうまく事業に生かされて いる事例が多かったが、計画は良いが事業に は十分生かされていない事例も散見された。

E.結論

地域保健法施行による母子保健事業の権限移 譲は順調に行われた。そのために相互の連絡、 保健婦派遣、研修会が効果的であったことが 示された。

また、母子保健計画の策定等については市町 村の積極的な取り組みの他に保健所の役割も 必要と考えられた。